国民健康保険加入の70歳～74歳の方へ

26年4月1日（火）から保険医療機関などで一部負担する金額の割合が、次の通り変更となります。

（1）住民税課税標準額が145万円以上の70歳～74歳の加入者がいる世帯（以下、「現役並み所得世帯」）＝3割負担

（※）変更はありません

（2）「現役並み所得世帯」以外の世帯

①誕生日が昭和19年4月2日以降の加入者＝2割負担。

今後、70歳になる方から順次2割負担になります

②誕生日が昭和14年4月2日～19年4月1日の加入者＝1割負担。軽減特例措置が行われるため、1割負担のままで変わりません。現在お持ちの1割負担の被保険者証は、3月31日（月）で有効期間が終了するため、新しい被保険者証を3月下旬に簡易書留で郵送します。

※3割負担であっても、収入が基準収入額未満の場合は、申請により割合が変更となることがあります。基準収入額は、70歳～74歳の加入者が1人の場合は383万円、2人以上の場合は合計で520万円です。

詳しくは保険年金課国保年金資格係☎470・7732へ。

第1回市議会定例会を開催します

26年第1回市議会定例会が3月3日（月）～27日（木）の日程で開催の予定です。

市長の所信表明が3日（月）、所信表明に対する総括代表質問が5日（水）、一般質問が6日（木）～11日（火）、常任委員会が13日（木）・14日（金）、予算特別委員会が17日（月）～24日（月）の予定です（いずれも土曜・日曜日、祝日は休会）。

詳しくは議会事務局☎470・7789へ。

西武鉄道株式会社と帰宅困難者に関する協定を締結しました

東日本大震災時に、東久留米駅で約50人の帰宅困難者が発生した教訓を踏まえ、市と西武鉄道株式会社は、大規模地震などに備え「地震災害時等における帰宅困難者の対応に関する協定書」を25年12月26日に締結しました。

この協定により、大規模災害が発生した場合は、市職員と東久留米駅係員が協力して安全を確保し、帰宅困難者は駅構内のトイレや公衆電話を使用できるようになりました。

また、市ではコミュニティホール東本町を帰宅困難者対応施設に指定し、西武鉄道の協力体制と合わせて帰宅困難者対策の充実を図りました。

詳しくは防災防犯課☎470・7769へ。

住宅支援給付のご案内

住宅支援給付事業は、離職者であり、就労意欲や能力のある方のうち、住宅を喪失している方、または喪失の恐れのある方に対して、賃貸住宅の家賃のための支給をすることにより、住宅や就労機会の確保に向けた支援を行うものです。

【支給対象】申請時に、次の①～⑧の全てに該当する方

①離職後2年以内で、65歳未満②離職前は主として世帯の生計を維持していた③就労能力と常用就職の意欲があり、公共職業安定所への求職申し込みを行うか行っている④住宅を喪失、または喪失する恐れがある（後者は、賃貸住宅などの入居者）⑤原則として収入がない（臨時的収入がある場合には基準などあり）⑥生計を一とする同居の親族の預貯金の合計が、単身世帯は50万円以下、複数世帯は100万円以下である⑦国の住居喪失離職者などに対する雇用政策による貸し付けや給付（求職者支援訓練・受講給付金など）、地方自治体などが実施する類似の貸し付けや給付などを受けていない⑧暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員でない

※他にも要件があります。

【支給額】支給額の上限月額は、単身世帯が5万3700円、複数世帯が6万9800円

【支給期間】3カ月間

詳しくは福祉総務課☎470・7741へ。

「認知症介護者家族会」を開催します

認知症の高齢者を介護する家族の方、日々の不安や心配事などを気軽に話しに来ませんか。対象の地域を確認の上、担当の地域包括支援センターに申し込みをして、ご参加ください。

【参加費】100円（茶菓子代など）

◎東部地域に居住の方

【対象】上の原・金山町・神宝町・氷川台・大門町・小山・東本町・新川町・浅間町に在住の方

【日時】3月20日（木）午後1時15分～2時45分

【会場】東部地域センター会議室2

申し込みと詳しくは東部地域包括支援センター☎473・9996へ。

◎中部地域に居住の方

【対象】本町・幸町・中央町・南沢・学園町・ひばりが丘団地・南町・前沢一～三丁目に在住の方

【日時】3月10日（月）午後1時～2時半

【会場】中央町地区センター第3会議室

申し込みと詳しくは中部地域包括支援センター☎470・8186へ。

◎西部地域に居住の方

【対象】前沢四～五丁目、滝山・野火止・八幡町・柳窪・弥生・下里に在住の方

【日時】3月24日（月）午後1時15分～2時半

【会場】西部地域センター講習室2

申し込みと詳しくは西部地域包括支援センター☎472・0661へ。

「正しく知ろう！認知症」

～認知症になっても地域で安心して生活していくために～

認知症について、正しい知識と理解を深めるための講演会です。市医師会から講師を迎え、かかりつけ医の立場からお話しいただきます。

認知症の方やその家族を支援することの大切さを一緒に考えてみませんか。

【日時】3月13日（木）午後3時～5時（2時半受け付け）

【場所】市役所7階701会議室

【定員】先着100人

【講師】市内医療機関の認知症サポート医師

【費用】無料

当日直接会場へ。

※手話通訳の申し込みは、3月6日（木）までにファクス（470・7808）へ。

詳しくは介護福祉課地域ケア係☎470・7777（内線2502・2557）へ。

男女平等推進センター主催 夜カフェ「地域素材で手仕事」

東久留米の特産、柳久保小麦を使ったストローワークス（麦わら細工）の馬を作りませんか。

【日時】3月20日（木）午後7時～8時半

【会場】男女平等推進センター会議室

【定員】先着24人

【講師】東久留米ヒンメリの会

【費用】無料

申し込みは3月3日（月）～17日（月）に、電話または直接同センター☎472・0061へ（火曜日休館）

募集

26年度市立小・中学校特別支援学級での介助員（臨時職員）希望者の登録

市教育委員会では、市立小・中学校に設置している特別支援学級などでの介助員を希望する方を登録します。

【職種】介助員（臨時職員）

【内容】市立小・中学校に設置している特別支援学級などでの児童・生徒の安全確保

【資格】次のいずれかに該当する方。①教員免許を持つ方または取得見込みの方（免許の種類は問いません）②特別支援学校、特別支援学級において介助員の経験のある方③体力に自信のある方

【雇用期間】6カ月以内（更新の場合あり）

【勤務地】市立小・中学校

【勤務時間】1日6時間半以内（週5日以内）。ただし、学校によって勤務日数・勤務時間が異なります

【賃金】1時間当たり1140円。ほかに市の規定により交通費を別途支給

申し込みは履歴書、教員免許を持つ方は免許の写しを持参して、直接学務課（市役所6階）へ。

26年度市立小学校の交通擁護員（臨時職員）希望者の登録

市立小学校の交通擁護員を希望する方を登録します。

【職種】交通擁護員（臨時職員）

【内容】児童の登下校時の安全を擁護する

【資格】体力に自信のある方

【雇用期間】6カ月以内（更新の場合あり）

【勤務地】市立小学校

【勤務時間】1日4時間以内・週5日以内。ただし、学校によって勤務日数・勤務時間が異なります

【賃金】午前7時半～8時半の1時間は1070円。それ以外の時間は1時間970円。ほかに市の規定により交通費を別途支給

申し込みは履歴書持参で、直接学務課（市役所6階）へ。

詳しくは同課学事係☎470・7779へ。

国民年金だより

退職したときは国民年金の手続きを

日本にお住まいで20歳～59歳の方とその配偶者（扶養されている方のみ）は、会社などを退職して厚生年金や共済組合を脱退したときには、14日以内に保険年金課（市役所2階）に届け出て、国民年金（1号被保険者）に加入しなければなりません。届け出をせず、国民年金を払わないでいると、老齢年金や、万が一のときの障害年金や遺族年金がもらえなくなることがあります。

会社などを退職したら、「退職証明書など（公務員の場合は、退職辞令でも可）」と「認め印」を持参し、同課で、本人と配偶者の国民年金加入の届け出をしてください。

なお、退職の翌日に再就職し、厚生年金や共済組合に加入する方、または、その方に扶養されている配偶者で国民年金第3号被保険者となっている方は、同課への届け出は不要です。勤務先への届け出をお願いします。

過去2年間に国民年金保険料の未納期間がある方へ

国民年金保険料の免除申請ができる対象期間が拡大されます。

国民年金は、所得が少ないときや失業などにより保険料を納めることが経済的に困難な場合、保険料の免除または猶予を申請できます。

26年4月からは、申請時点の2年1カ月前の月分まで申請ができるようになります。

また、災害・失業などを理由とした免除（特例免除）についても、26年4月からは、災害・失業などがあった年の翌々年6月までの期間について、申請ができるようになります（26年3月以前にあった災害・失業も対象となりますが、過去分の審査対象期間は、2年1カ月前までです）。

詳しくは武蔵野年金事務所☎0422・56・1411または市保険年金課☎470・7732へ。